

初代県庁舎復元施設整備に係る基本・実施設計業務プロポーザル実施要領

1 目的

兵庫県政 150 周年記念事業として、初代県庁が設置された兵庫津地域周辺に、県民が県の成り立ちや歴史を振り返ることができる初代県庁舎復元施設の整備を推進している。

当該建築設計業務を委託するに当たり、地域特性や周辺環境との調和等を十分に理解し、高い技術力及び豊富な経験等を有する設計者の選定を目的として、公募によるプロポーザルを実施する。

2 プロポーザルの概要

- (1) 業務名 初代県庁舎復元施設整備に係る基本・実施設計業務
- (2) 業務内容 初代県庁舎復元施設整備工事に係る基本設計及び実施設計業務
(基本・実施設計に当たっては、隣接する敷地に建設予定の県政資料館（仮称）との一体的な運用が予定されており、進められている県政資料館（仮称）の検討状況を踏まえ、連携した設計とすること。）
なお、詳細については、特記仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託金額 委託金額は、24,800 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- (5) 建設候補地 神戸市兵庫区中之島 2 丁目
- (6) 敷地面積 約 2,000 平方メートル
- (7) 建物規模 約 540 平方メートル

3 参加資格

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- (1) プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。
- (2) プロポーザルに参加する者の資格は、次のとおりとする。
 - ア 県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の「設計・監理」の建築（意匠）に登録されていること。
 - イ 県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと及び県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ウ 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）を遵守すること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しない者であること。
 - オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
 - カ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項に規定する懲戒の処分を受けていないものであること。
 - キ 平成 20 年 4 月以降に実施設計を完了した、同種施設又は類似施設の建築設計業務（※）を元請で受託した実績を有すること。
 - ク 経験が豊富な有資格者を、本件に従事する総括責任者及び主任技術者として配置できること。
 - ケ 本プロポーザル手続開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
 - コ 本プロポーザル及びその後の委託契約について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

※同種施設の建築設計業務とは歴史的な建物の改修・修復に関する建築設計業務又は非木造で木造風に見える建物の建築設計業務とし、類似施設の建築設計業務とは木造で延床面積160平方メートル以上の建築設計業務とする。

4 参加の条件

参加者は本要領「3 参加資格」の要件を満たしていることのほか、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 配置予定技術者の条件

ア 管理技術者、建築（総合）担当主任技術者、建築（構造）担当主任技術者、電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は、それぞれ1名ずつ配置することとし、これらは兼任することはできない。

イ 管理技術者は一級建築士であること。

ウ 管理技術者及び建築（総合）担当技術者は、参加者の組織に所属していること。

エ 配置予定技術者は、参加表明書等の受付日以前に参加者の組織若しくは協力事務所と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有していること。

(2) 分担業務分野の再委託

ア 主たる分担業務分野（建築（総合））を除き、再委託することができる。

イ 構造分野の再委託先は、建築士法における構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

ウ 設備分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

5 参加に対する制限

(1) 当該参加者における協力事務所は、他の参加者若しくは他の参加者の協力事務所としての重複参加は認めない。

(2) 参加者が提出できる参加表明書等及び技術提案書は、それぞれ1点のみとする。

(3) 提出された参加表明書及び技術提案書の差し替え、追加及び削除は一切認めない。

6 実施スケジュール

	実施内容	実施期間
第一次審査	実施要領等の配布	平成30年10月19日（金）から 平成30年11月1日（木）まで
	参加表明書等に関する質問書受付期間	平成30年10月19日（金）から 平成30年10月25日（木）まで
	質問書に対する回答	平成30年10月30日（火）
	参加表明書等の提出期限	平成30年11月1日（木）
	第一次審査	平成30年11月9日（金）
	選定・非選定通知書の送付	平成30年11月15日（木）
第二次審査	技術提案書に関する質問書受付期間	平成30年11月15日（木）から 平成30年11月27日（火）まで
	質問書に対する回答	平成30年12月3日（月）
	技術提案書の提出期限	平成30年12月10日（月）
	第二次審査	平成30年12月21日（金）
	特定・非特定通知書の送付	平成30年12月 下旬

7 参加表明書等の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
①参加表明書	様式1	1部
②技術職員調書	様式2	10部 ※様式2から6をホチキスで留め(左上1箇所)提出
③業務実績調書	様式3	
④配置予定技術者調書(管理技術者)	様式4	
⑤配置予定技術者調書(主任技術者)	様式5	
⑥協力事務所調書	様式6	
添付書類 ・入札参加資格登録書の写し ・保有資格を証するものの写し ・健康保険被保険者証等雇用関係が確認できるものの写し ・各様式備考欄に記載する資料		各1部

(2) 提出方法

ア 提出期間

平成30年10月19日(金)から同年11月1日(木)まで(土・日曜日を除く。)
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課営繕班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限内必着とする。

(3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

参加表明書等の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。
なお、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

平成30年10月25日(木)午後5時まで(必着)

イ 提出先

本要領「7(2)イ」における提出先

ウ 提出書式

質問書(様式7)

エ 提出方法

書面を持参又はE-mailによる。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
E-mail:eizenka@pref.hyogo.lg.jp

オ 回 答

質問に対する回答は、平成30年10月30日(火)午後5時に、県ホームページに掲載する。

8 技術提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

技術提案書の提出者は、一次審査で選定された者とし、次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
①技術提案書	様式8	1部
②業務実施方針	様式自由。ただし、A3サイズ横長片面で1枚	10部（企業名無し） 1部（企業名有り） ※②と③をホチキス等で留め（左上1箇所）提出すること ※カラー印刷とすること
③テーマ別提案書	様式自由。ただし、テーマ毎にA3サイズ横長片面で1枚	
④見積書	様式自由。ただし、A4サイズ	1部

(2) 業務の実施方針

業務の実施方針として、取組み方針、実施体制、工程計画及び業務推進にあたっての配慮すべき事項等について記載すること。

(3) 技術提案を求めるテーマ

初代県庁舎建設当時の外観を類推して的確に推測・考証し復元することについて、文章で簡潔に記載すること。（建設地は防火地域に指定されているので耐火建築物となる場合もある）

なお、文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲とし、具体的な設計又はこれに類するものに基づいた表現としないこと。

また、提出者を特定することが可能となる記述は避けること。

（文字の大きさは10.5ポイント以上）

テーマ① 外観、内部諸室の復元提案

他の勤番所、時代背景や兵庫津の歴史から類推して的確に推測・考証した提案

- ・エイジング技術を活用した提案
- ・木材を活用し見せる提案
- ・木造で建築することの提案

テーマ② 復元された初代県庁舎の施設の利用方法の提案

集客のためのソフトの提案

テーマ③ 屋外の日本庭園、白州を含む外構の提案

他の勤番所、時代背景や兵庫津の歴史から類推して的確に推測・考証した提案

テーマ④ 工事費（概算）

初代県庁舎建設当時の建築様式を踏まえ、復元した際の全体工事費（外構含む）を算出すること。

(4) 業務見積書

見積書は、基本設計・実施設計業務の合計及びその内訳額を記載すること。

なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

(5) 提出方法

ア 提出期間

平成30年11月15日（木）午前9時から

平成30年12月10日（月）午後5時まで

イ 提出先

本要領「7（2）イ」における提出先

- ウ 提出方法
持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限内必着とする。
- (6) 技術提案書に関する質問の受付及び回答
技術提案書の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。
なお、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。
- ア 提出期限
平成30年11月27日(火)午後5時まで(必着)
- イ 提出先
本要領「7(2)イ」における提出先
- ウ 提出方法
書面を持参又はE-mailによる。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
E-mail:eizenka@pref.hyogo.lg.jp
- エ 質問に対する回答方法
質問に対する回答は、平成30年12月3日(月)午後5時に、県ホームページに掲載する。

9 審査及び評価

- (1) 審査委員会の設置
受注候補者の特定にあたっては、別に定める「初代県庁舎復元施設整備に係る基本・実施設計業務委託者選定委員会設置要綱」に基づき設置する委員会において審査及び評価を行う。
なお、本プロポーザルにおける参加者(参加表明者又は技術提案者)が1者のみであっても審査及び評価を行い、特定の可否を決定する。
- (2) 第一次審査
 - ア 審査方法
参加表明書等の書類審査を行い、技術提案書の提出を要請する者を3者程度選定する。ただし、審査の結果、合計点が40点に満たないものは選定の対象としない。
 - イ 結果の通知
一次審査で選定された者に対しては、技術提案書提出要請書を書面にて郵送で通知する。
一次審査で選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)を書面にて郵送で通知する。
- (3) 第二次審査
 - ア 審査方法
一次審査で選定された者による技術提案書に関するプレゼンテーション、それに対するヒアリングを実施し、審査及び評価を行い、受注候補者1者及び次席者1者を特定する。
なお、第一次審査における審査結果(採点)は、第二次審査に持ち越さないものとする。
 - イ プレゼンテーション・ヒアリング時の留意事項
説明者は当該業務に対し配置予定となる管理技術者1名及び主任技術者2名の計3名とし、原則として、代理出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。ただし、パソコン等の操作補助者が必要な場合はこの3名の他に1名のみ出席を認めるものとする。
説明に際しては、提出した技術提案書のみを用いた内容説明とし、拡大パネル(A1版)又はパワーポイント等によるプロジェクターを使用しての説明とすること。
なお、追加資料や模型等の使用は認めないこととし、その他詳細については、別途通知する。
 - ウ 結果の通知
二次審査の結果で受注候補者及び次席者に特定された者に対しては、書面にて郵送で通知する。
二次審査の結果、受注候補者又は次席者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を書面にて郵送で通知する。

なお、審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続き完了後に公表するものとする。

(4) 評価項目等

審査における評価項目、評価基準の概要及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

	評価項目		評価基準	配点
第一次審査	事務所の能力	技術職員数	事務所の技術職員数、有資格者数、同種、類似業務実績について評価する。	30
		有資格者数		
		同種・類似業務実績		
		1級建築大工技能士との連携	連携の有無について評価する。	
第二次審査	配置技術者の能力	配置技術者の保有資格	管理技術者及び各主任担当技術者の保有資格、同種・類似業務実績、経験年数について評価する。	70
		配置技術者の同種・類似業務実績		
		経験年数		
第一次審査	業務実施方針	業務理解度、取組方針、実施体制、工程計画、配慮事項等	業務の理解度、取組方針、実施体制、工程計画、配慮事項等の的確性等について評価する。	25
	技術提案書	テーマ①	提案内容の的確性、独創性、実現性について評価する。	60
		テーマ②		
		テーマ③		
テーマ④				
業務見積書	見積金額	見積金額の経済性について評価する。	15	

10 業務委託契約に関する事項

(1) 契約の締結

県は本要領「9(3)ア」により受注候補者として特定された者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約締結が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、次席者として特定された者と契約交渉を行うものとする。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、特記仕様書に定めるほか、発注者と受注者の協議の上定めるものとする。

イ 業務の一部再委託は、本要領「4(2)」の条件を満たす範囲で、様式6(協力事務所調書)にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。

ウ 様式4及び5(配置予定技術者調書)に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(3) 業務内容及び留意事項

本業務の実施にあたっては、県と十分協議して進めるものとする。

11 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加表明書等及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領「2(4)」に示す委託上限額を超えた場合
- (5) 本要領3に示す参加資格要件を欠くことになった場合
- (6) プレゼンテーション時に、指定された者以外の者が出席した場合
- (7) その他本要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

12 その他

- (1) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、全て参加者負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は一切認めない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用しないものとする。ただし、県はプロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製記録及び保存を行い使用できるものとする。
- (6) 受注候補者として特定された者が提出した技術提案書については、その内容を公開することができものとする。
- (7) 本業務の受注者（本業務の遂行にあたっての協力者を含む。）は本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。
- (8) 本業務の受注者（本業務の遂行にあたっての協力者を含む。）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。
 - ア 一方が他方に出資していること。
 - イ 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。